



# 中小企業のための 法務講座

## 香港での不法就労

香港法上は訪問ビザにより、香港入境署が親告光者（入国者）に入国の際に滞在条件を付ける権利があります。一般的な滞在条件としては、滞在日数と以下の行為が禁止されています。

- ・有償・無償に関わらず就労、仕事をすること
- ・ビジネスの立ち上げ
- ・学生として学校に通うこと

また香港内で訪問ビザ

- ・商品説明会の参加
- ・短期セミナーとビジネス会議の出席
- ・裁判の出廷

業をさせた雇主主は罰金35万香港ドルおよび3年の禁固が課せられます。またこれにより雇主主はスパンサーになつてゐる他のビザあるいは今後申請のビザに影響が出る恐れがあります。

なお、香港の上訴裁判所の2つの判決(HKSAR v Wong Mok-din [1994] 及 AG v Wong Chung-lee [1996])で、不法就労に関するガイドラインが示されました。ガイ

ある日系企業でも就業権を取得していなかつたという理由で不法就労の現行犯逮捕され、弊事務所に依頼のあつたケースもあります。訪問ビザで何度もマカオや深圳などを行つたり来たりされている日本人もいるようですが、万が一、不法就労と認定されると、就労者は、数ヶ月の禁固刑と強制送還となります。雇用就業をさせた会社の罪は、雇用者より重くなりります。

- ・だけで以下のビジネス活動は許されています。(つまり、就労活動とはみなされません)
- ・契約を結ぶこと、あるいは、落札
- ・商品あるいは設備の設置・包装、その検査あるいは監督
- ・展示会の参加(た

ば揉めた従業員からの密告)、あるいは取引先やクライアント(例えばサークルスや費用に不満があり、不法就労の密告で復讐など)によるものです。香港入境条例第171条によると、香港ドルおよび2年の禁固が課せられ、不法就労の密告の場合(不法就労は容赦なく必ず実刑を下すべきとされ(つまり、執行猶予と罰金だけですらない)、例え初犯であつてもこれが適応されます。さらに、懲役の長さは15カ月前後と判断されるべきとされています。

香港で就労させるある  
いはする場合は、必ず、  
ビザの事前検討が必要な  
ことを覚えておいてください。

筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの法律相談・  
契約書作成を得意としている。香港大学法律学科卒業、  
慶應義塾大学へ留学後、在香港日本国総領事館勤務の経  
験もありジェトロ相談員も務めていた。日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)

